国際調査機関 ＫＲ	韓国知的財産庁		附属書 Ｄ ＫＲ
次の受理官庁を管轄する国際調査機関[1,2]	ＡＥ，ＡＵ，ＢＮ，ＣＬ，ＣＯ，ＣＶ，ＩＤ，ＫＨ，ＫＲ，ＬＡ，ＬＫ，ＭＮ，ＭＸ，ＭＹ，ＮＺ，ＰＥ，ＰＨ，ＳＡ，ＳＧ，ＴＨ，ＵＳ，ＶＮ		
国際調査機関に支払う手数料：			
調査手数料（ＰＣＴ規則16)[3]	オーストラリア･ドル（AUD）	1,322[4]	496[5]
	スイス･フラン（CHF）	768[4]	288[5]
	ユーロ（EUR）	818[4]	307[5]
	韓国･ウォン（KRW）	1,200,000[4]	450,000[5]
	ニュージーランド･ドル（NZD）	1,460[4]	548[5]
	シンガポール･ドル（SGD）	1,170[4]	439[5]
	米国･ドル（USD）	825[4]	309[5]
追加の調査手数料（ＰＣＴ規則40.2及び40の2)[6]	KRW	1,200,000[4]	450,000[5]
国際調査報告に列記された文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則44.3）	１頁につき　KRW　100		
写しの入手方法	当該国際調査機関は国際調査報告の郵送日から６か月間，国際調査報告に列記された各文献の写しを無料でダウンロード可能とする。 文献は次からダウンロードできる。 https://www.patent.go.kr/smart/jsp/kiponet/ma/mamarkapply/infomodifypatent/PCTStatusInfo.do 国際調査報告の郵送日から６か月経過後，又は文献ダウンロードに問題が発生した場合，出願人は当該機関（電子メール：isa.kipo@korea.kr，ファックス：(82-42) 481 85 78）又は米国PCT Korea Center（電子メール：pctkorea@pctkorea.com，ファックス：(1-703) 388 10 84）に連絡されたい。 引用文献の紙形式の写しは上記の手数料の支払を条件として当該国際調査機関から直接入手することができる。		
国際出願の一件書類中の文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則94.1の3）	１頁につき　KRW　100		

［次頁に続く］

1　国際出願で電子メールを許可した出願人には，国際調査報告（ＰＣＴ／ＩＳＡ／210）の暗号化された写しを電子メールで送付する。これは調査用写しの受領の通知（ＰＣＴ／ＩＳＡ／202）の末尾に記されたパスワードによって開封することができる。

2　この官庁は国際調査機関としての権能において，ｅＰＣＴを利用して国際出願日後に出願人が提出した書類を受理する。この官庁からの通告については2018年10月11日付公示（ＰＣＴ公報）307頁以降参照。

3　この手数料は，受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち１つ）で受理官庁に支払う（附属書Ｃ参照)。この手数料は，出願人，又は出願人が複数であれば各出願人が次のいずれか１つの国の国民である場合，又は居所若しくは業務地を有する場合，75%減額される：カンボジア，コロンビア，インドネシア，ラオス人民民主共和国，マレーシア，メキシコ，モンゴル，ペルー，フィリピン，スリランカ，タイ，ベトナム。

4　英語で行われた国際出願又はＰＣＴ規則12.3に基づく英語による翻訳文が提出された調査について。

5　韓国語で行われた国際出願又はＰＣＴ規則12.3に基づく韓国語による翻訳文が提出された調査について。

6　この手数料は，特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

ＫＲ	韓国知的財産庁（続き）	ＫＲ
異議申立手数料（ＰＣＴ規則40.2(e)）	KRW　11,000	
遅延提出手数料（ＰＣＴ規則13の3.1(c)）	KRW　112,500	
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にＰＣＴ第14条(1)，(3)又は(4)の規定により，国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100％払戻し 当該調査機関が既に行った先の調査から利益を得る場合：出願人の請求に基づき75％払戻し	
国際調査のために受理する言語	英語，韓国語	
ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類	磁気ディスク，CD-ROM，CD-R，DVD，DVD-R	
調査をしないこととしている対象	ＰＣＴ規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，韓国の特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の放棄[7]		
国際調査機関は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄していない	
別個の委任状が要求される特別の状況	適用されない	
国際調査機関は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄していない	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	適用されない	

7　国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（ＰＣＴ規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（ＰＣＴ規則90.4(e)及び90.5(d)）。